

公益社団法人日本近代五種協会近代3種委員会運営規則

近代3種委員会運営規則（平成23年4月1日）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 委員会は、各種活動を通じて、国内における近代五種競技の普及、裾野の拡大及び有望選手の発掘を図るとともに、合わせて国民生涯スポーツ並びに青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

（事 業）

第2条 委員会は、第1条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 近代3種及びレーザーラン大会開催に関する事。
- (2) 近代3種及びレーザーラン国際大会への選手派遣に関する事。
- (3) 近代3種、BB弾射撃、レーザーラン及び近代五種競技の体験練習会並びに体験教室開催に関する事。
- (4) 近代3種、BB弾射撃及びレーザーラン競技の普及に関する事。
- (5) 各委員会及び特定非営利活動法人日本エアースポーツガン協会事業への支援に関する事。
- (6) その他、委員会の運営に関して、必要と認められる事項に関する事。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、会員有志によって委員を構成するほか、次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長（2名）

（役員の任務）

第4条 委員長は、会務全般を統括し、委員会を代表して理事会に出席する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長が行う。

3 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決議し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(規則の変更)

第7条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

附 則

この規則は、令和2年12月19日から施行する。